

平成 20 年第 2 回埼玉県後期高齢者  
医療広域連合議会定例会 議案

平成 20 年 10 月 21 日開会

## 議案目次

議案第13号	埼玉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第14号	平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	別冊
議案第15号	平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第16号	平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	3

議案第13号

埼玉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年広域連合条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年10月21日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須田健治

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、議員の報酬に関する規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年広域連合条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例

第1条中「第203条」の次に「及び第203条の2」を加え、「広域連合長、副広域連合長、議會議員」を「議會議員、広域連合長、副広域連合長」に、「報酬及び費用弁償」を「議員報酬及び報酬並びに費用弁償」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「報酬」を「議員報酬及び報酬」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定  
について

平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり  
監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成20年10月21日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須田健治

提案理由

地方自治法第96条第1項第3号の規定より、この案を提出する。